

大川広域行政組合建設工事施行審議会規程

〔平成 8年 2月20日〕
訓 令 第 1 号改正 平成10年 9月30日訓令第 4号 平成15年 4月 1日訓令第 2号
平成15年 4月 1日訓令第 6号 平成15年12月 1日訓令第10号
平成16年 3月29日訓令第 8号 平成19年 3月29日訓令第 5号
平成22年 3月25日訓令第 3号

(設置)

第1条 管理者は、大川広域行政組合が発注する工事について、その適正を期するため、大川広域行政組合建設工事施行審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 入札参加資格の審査に関する事項
- (2) 1件の契約予定金額が130万円を超えるもの及びその他にあっては、管理者が必要と認めるもので、契約の方法及び当該契約に係る業者の選定に関する事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、会長その他の委員をもって組織する。

2 会長には、事務局長の職にある者をもって充て、その他の委員には、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 事務局次長
 - (2) 前号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める者
- 3 審議会の庶務は、事務局事業係において処理する。

(任期)

第4条 審議会会長及び委員の任期は、担当在職期間とする。

(会長の職務)

第5条 会長は、審議会を代表して会務を総理する。

- 2 会長は、審議会の会議を招集し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、事務局次長がその職務を代理する。
- 4 前項の場合において、事務局次長にも事故があるとき、又は事務局次長も欠けたときは、年長の委員が会長の職務を代行する。ただし、前項の事由が消滅し会長が審議会に出席した場合は、当該委員が行った会長の職務は速やかに会長に引き継がなければならない。

(会議)

第6条 会議は、必要の都度開くものとする。

2 審議会は、必要に応じ関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 会議に参加した者は、議事内容を他に漏らしてはならない。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、審議会において定める。

附 則

この訓令は、平成8年2月22日から施行する。

附 則 (平成10年9月30日訓令第4号)

この訓令は、平成10年10月1日から施行する。

附 則 (平成15年4月1日訓令第2号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年4月1日訓令第6号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年12月1日訓令第10号)

この訓令は、平成15年12月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月29日訓令第8号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月29日訓令第5号) 抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月25日訓令第3号) 抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。